

# 財政局

更新日：令和5年2月28日

## 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

### ○緊急的な財政対応に向けた準備

- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため予算が必要となった場合は、必要な財政措置の対応を行うため、速やかに連絡するよう各局区室に通知した。(R2/1/31)

### ○市民税・県民税申告書の提出期限の延長

- ・令和2年度分の申告書の提出期限を、令和2年4月16日まで延長することとした。(R2/2/28)

### ○入札時における入札書の応札方法について

- ・入札室に入札者が一堂に会することによる感染拡大を防止するため、3月31日まで、物品契約入札書の応札方法を ①電子入札 ②入札室持参後すぐ退室 ③契約課へ事前に持参 ④書留郵便と選択肢を増やし対応する旨、事業者へ連絡した。(R2/2/28)

### ○入札手続に係る対応について

- ・感染拡大防止のため、電子入札・持参・郵送等の対応について事業者へ周知した。  
(R2/2/28、R2/3/2)
- ・国からの通知を踏まえ、入札手続に係るヒアリング実施等の対応方法を庁内に周知した。  
(R2/3/6)

### ○自所属入札の執行について

- ・自所属で執行する委託契約・物品契約について、書留郵便を可とし、併せて密室入札の回避等を通知した。(R2/3/2)

### ○工事及び業務の一時中止措置等への対応

- ・国土交通省からの通知に基づき、感染症拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について、工事・委託登録業者、業界団体及び庁内各局へ、措置に係る対応について通知した。  
(R2/3/2、3/12、3/23、4/8、5/7、5/15、5/27、R3/1/8、4/12、4/23、4/28、5/18、6/3、6/23、7/16、8/5、8/23、9/15、10/5、R4/1/24、2/15、3/8、3/23)

### ○緊急事態宣言を踏まえた業務委託契約の対応

- ・「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」が示されたことに伴い、本市主催のイベントの中止や各種施設の閉鎖が実施され、各種契約業務への影響がある場合の基本的な対応方法について、庁内各局に通知した。(R2/4/24)

#### ○公共施設の使用料に関する取扱い

- ・イベント自粛に関する通達を受け、本市公共施設の利用にあたって、新型コロナウイルスを理由とした利用中止による使用料（利用料金）の取扱いについて、各局区室に通知した。  
（R2/2/27、期間延長 R2/3/6）

#### ○市内中小企業者への優先発注の徹底の周知

- ・発注に当たり、より一層の市内中小企業者への受注機会の増大に努め、優先発注に取り組むとともに、「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」に基づく優先発注について徹底するほか、出資法人、PFI事業及び指定管理施設においても本市と同様に取り組むことを周知徹底するよう、庁内各局に通知した。（R2/3/25、8/28、10/23、R3/2/12、7/8、10/7、R4/3/8、5/9、12/14、R5/2/3）

#### ○中小企業・小規模事業者に対する支払いの早期化について周知

- ・神奈川県知事からの依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する支払いの早期化について、庁内各局に通知した。（R2/4/24）

#### ○市税の猶予制度に関する報道発表

- ・市税における猶予制度について報道発表するとともに、市HPに資料を掲載した。（R2/3/26）

#### ○市税事務所等の一部の窓口に透明間仕切を設置

- ・飛沫感染防止のため、市税事務所及び市税証明発行コーナーの一部の窓口に透明間仕切を設置した。（R2/4/10）

#### ○公有財産の使用料・貸付料に関する取扱い

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応のために本市施設を閉鎖した際の公有財産の使用料及び貸付料の取扱いについて、各局区室に通知した。（R2/4/15、R2/4/20 再通知）

#### ○徴収猶予の「特例制度」の適用状況（令和2年4月30日から適用開始）

- ・適用件数 3,179件
- ・適用税額 1,311,811千円（県民税を含む）  
※令和4年3月末現在の累計

#### ○市税証明書の交付手数料の免除適用状況（令和2年4月30日から適用開始）

- ・適用件数 12,085件（行政サービスコーナー等を含む）  
※令和3年12月末現在の累計

### ○幸区役所応援の取組

- ・幸区役所と協議を行い、応援を行う業務内容について確認した。データのやり取りについて、特殊共有フォルダを使用し、各部の執務室で作業を行うことを決定した。(R3/12/23)
- ・幸区役所職員が、財政局本庁各部の応援業務のコアとなる職員に向けて説明会を行った。(R3/1/7)
- ・財政局本庁職員が幸区役所の新型コロナウイルス感染症業務のうち、データ入力の業務について、応援を開始した。(R4/1/11~3/6)

### ○局内連絡体制の再周知

- ・体調不良により、出勤を見合わせる場合等における、局内連絡体制の再周知及びサービスの取り扱いについて通知を発出した。(R4/4/25、R4/10/4)

### ○市民税・県民税申告書の郵送での申告手続の推奨

- ・感染症対策の観点から、窓口へ来訪の必要のない郵送での申告手続を推奨するため、市民税・県民税申告書に、提出用封筒（切手不要）を同封し送付した。(R4/2/7)

### ○市民税・県民税の申告期限等の簡易な方法による延長申請について

- ・感染症の影響により、所得税の確定申告の期限について、簡易な方法により延長可能とされたことを踏まえ、市民税・県民税等の申告書の提出においても、簡易な方法により申告期限の延長を申請できることとした。(R4/2/25)